別表の指定番号一の項、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄を次のように改める。

イ	本店　広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
ロ	山陰支店　島根県松江市袖師町二番三十八号
ハ	山陰支店　出雲出張所　島根県出雲市駅南町三丁目十三番四号
ニ	岡山支店　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
ホ	福山支店　広島県福山市西深津町一丁目十番一号
ヘ	山口支店　山口県山口市小郡下郷三千百五十一番地一
ト	米子支店　鳥取県米子市加茂町二丁目二百四番地
チ	周南支店　山口県周南市岐山通二丁目十六番地
リ	広島北支店　広島県広島市安佐南区西原六丁目九―四十―七
ヌ	広島支店　広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号

○中国地方整備局告示第十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成三十年一月三十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十九日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
岡山県岡山市南区妹尾3273―３　㈱アールエコ 代表取締役　八田　富夫	アールエコ浄化槽　ＡＸＮ―12型	7―18―Ｈ―001
	〃　ＡＸＮ―14型	〃　―１
	〃　ＡＸＮ―15型	〃　―２
	〃　ＡＸＮ―16型	〃　―３
	〃　ＡＸＮ―18型	〃　―４
	〃　ＡＸＮ―20型	〃　―５
	〃　ＡＸＮ―21型	〃　―６
	〃　ＡＸＮ―25型	〃　―７
	〃　ＡＸＮ―30型	〃　―８
	〃　ＡＸＮ―35型	〃　―９
	〃　ＡＸＮ―40型	〃　―10
	〃　ＡＸＮ―45型	〃　―11
	〃　ＡＸＮ―50型	〃　―12
工場の所在地及び名称		
滋賀県湖南市高松町２―１　㈱クボタ　滋賀工場		
茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場		
沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業		
兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場		
滋賀県甲賀市水口町下山40―１　㈱吉中化成		

○九州地方整備局告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十九日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	臼杵市野津町大字野津市字中津留八四七番から同市野津町大字野津市字白山二〇五〇番二まで	九州地方整備局及び佐伯河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月二十日

○九州地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十九日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号及び五十七号	長崎市平間町九四〇番七から同市平間町六九一番一まで	九州地方整備局及び長崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月二十日

○九州地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十九日　九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
始良市加治木町木田字岩下二五三七番三から同市加治木町木田字岩下二五三六番二まで	前	二五・六〇～六五・六〇メートル	〇・〇五〇キロメートル
	後	二〇・六〇～二五・六〇メートル	〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所